

藤里町耐震改修促進計画

平成22年3月

(平成28年3月改定)

(令和3年3月改定)

秋田県藤里町

藤里町耐震改修促進計画

目 次

藤里町耐震改修促進計画	2
第1 藤里町で想定される地震の規模及び被害の状況	4
第2 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	4
1 住宅の耐震化の現状と目標設定	4
2 公共建築物の耐震化の現状と目標設定	5
第3 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	5
1 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針	5
2 耐震化の促進を図るための支援策	5
3 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備	6
4 地震時の総合的な安全対策	6
5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	6
6 重点的に耐震化すべき区域の設定	6
第4 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	6
1 地震防災マップの作成・公表及び活用	6
2 相談体制及び情報提供の充実	7
3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	7
4 家具の転倒防止策の推進	7
5 町内会等との連携	7
第5 その他耐震化促進に関し必要な事項	7

藤里町耐震改修促進計画

『計画策定の背景』

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、戦後初めての大都市を直撃した激震であり、大規模な都市災害が発生し、建築物についても多くの被害が生じ、多数の貴重な人命が失われるという凄まじい自然の破壊力を見せつけました。

この震災の建築物の被害状況において、特に昭和56年の建築基準法改正による「新耐震設計法^{※1}」以前の建築物の被害が顕著であったことから、国民の生命、身体及び財産の保護を目的とし、建築物の耐震改修を円滑に推進するために「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」（平成7年法律第123号）が制定されました。

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。また、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震などの発生の切迫性が指摘され、ひとたびそれらの大地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。

そこで国においては、平成18年から10年後（平成27年）に、死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという観点から、住宅及び一定規模以上の建築物の耐震化^{※2}を、現状の75%から90%にすることを目標としました。それを達成するために、耐震改修促進法の改正が平成17年11月7日に公布され、平成18年1月26日より施行されました。これを受けて、秋田県では平成19年3月、「秋田県耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）を策定し、本町でも平成22年3月に「藤里町耐震改修促進計画」を策定して耐震化の推進について取り組んできました。

そうした取り組みの中で、平成23年3月に発生した東日本大震災は、巨大な地震・津波により、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしており、建築物の地震に対する安全性の向上をより一層向上するため、耐震改修促進法の改正が平成25年5月29日に公布され、平成25年11月25日施行されました。この改正により、新たに不特定多数の者や避難弱者^{※3}が利用する大規模な建築物に対しての耐震診断^{※4}義務化されたほか、地方公共団体による耐震改修促進計画について新たな方針が定められました。

このような状況を踏まえ、引き続き建築物の耐震化を促進するため、令和2年度末に計画期間が満了する「藤里町耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を改定し、計画延長することとしました。

※1 昭和56年6月1日から施行された建築基準法の構造設計基準のこと。昭和56年以前に建てられたものは、それ以降のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があると考えられます。

※2 耐震改修、建替え等により、地震に対する安全性が確認された状態。

※3 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のこと。

※4 既存建築物の地震に対する安全性を評価すること。

『計画策定の目的』

本計画は、地震による建築物等の倒壊又は損壊により生ずる、人身被害また物的被害を防止・軽減させることを目的として、既存建築物等の耐震化を計画的に促進することを目的とします。

『計画の位置づけ』

本計画は、国の基本方針に基づき策定された県計画を勘案し、災害対策基本法第42条に基づく「藤里町地域防災計画」との整合をはかり、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条第7項に基づき策定しています。

なお、本計画の計画期間を、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第1 藤里町で想定される地震の規模及び被害の状況

現在、平成27年4月修正の藤里町地域防災計画（P255～P260に記載）で想定される地震や被害想定対象地区及び被害想定結果の周知を図るものとします。

第2 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化の現状と目標設定

平成15年の住宅・土地統計調査及び国における住宅の耐震化の状況を参考とした場合、平成15年度末現在の藤里町の住宅の耐震化率は52%と推計されていました。

平成25年の住宅・土地統計調査及び国における住宅の耐震化の状況を参考とした場合、平成25年度末現在の藤里町の住宅の耐震化率は54%と推計されていました。

平成30年の前回策定時数値割合を用いて算出及び県における住宅の耐震化の状況を参考とした場合、表1のとおりとなり、住宅総数1,269戸（居住世帯）のうち、749戸（約59%）が耐震性を有していると推計されます。

平成22年3月策定の計画（以下、前計画という。）を受けて藤里町住宅リフォーム緊急支援事業（現在は、「緊急」を除き「藤里町住宅リフォーム支援事業」に名称変更）を実施し、リフォーム相談窓口を開設する等、リフォームにあわせた耐震改修に取り組んできましたが、耐震化に関連する工事を実施した実績はなく、目標（令和2年度末耐震化率80%）に大きく届いていません。

しかし、震災時の人的被害及び物的被害を軽減させるため、生活の拠点である住宅の耐震化に粘り強く取り組む必要があることから、藤里町では耐震性を有する住宅を令和7年度末まで、前計画同様に80%とすることを目標とします。

表1 住宅の耐震化の現状

区分	住宅総数	S55以前の住宅			耐震性有住宅数	耐震化率 (H30年度)
			耐震性有	S56以降の住宅		
木造戸建	1,164	666	148	498	646	55.5
木造戸建以外	105	20	18	85	103	98.1
計	1,269	686	166	583	749	59.0

（平成27年度計画策定時の数値割合より推計）

表2 住宅の耐震化の状況と目標値

	平成30年度現状	令和7年度目標
耐震化率	59.0%	80%

（平成27年度計画策定時の数値割合より推計）

2 公共建築物の現状と目標設定

藤里町の所有する建築物において、耐震改修促進法第6条第1項に規定する、特定建築物については、現状調査及び国における耐震化の状況を参考とした場合、平成15年度末の藤里町所有の特定建築物の耐震化率は0%でしたが、小・中学校の耐震化工事を実施したことにより、平成25年度末現在の耐震化の状況は87.5%（表3のとおり）となり、平成27年度末の目標値80%を達成しております。

しかし、総数8棟のうち1棟は、町民体育館であり、災害時において避難場所や災害対策拠点として活用されるため、令和7年度末までに、財政状況を勘案しながら耐震化を検討します。

なお、藤里町所有の特定建築物に当たらない施設についても平常時の利用者の安全確保、並びに災害時には避難、救護等の防災拠点といった用途等になりうることを考慮し、必要に応じて耐震化をはかります。

表3 公共建築物の現状と目標値

区分	特定建築物総数					耐震化率 (H30年度)	耐震化率 (R7年度)
	S56以前の建築物		S56以降の 建築物	耐震性有 建築物数			
		耐震性有					
学校	7	7	7	0	0	87.5	100
その他	1	1	0	0	0		
計	8	8	7	0	0		

(令和3年3月31日現在)

第3 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

藤里町は、所有者等の取り組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担の軽減のための施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取り組み方針とします。

2 耐震化の促進を図るための支援策

建築物の耐震化は、所有者等の責任において実施することですが、耐震診断・耐震改修に必要な費用の負担が耐震化の促進にあたっての阻害要因となっていると考えられます。

また、藤里町において、耐震性を有していない戸建住宅のほとんどが木造であると推定されていることから、木造戸建住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の創設・拡充に努めます。

3 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備

耐震相談窓口やホームページで木造住宅の耐震診断・改修講習会受講修了者名簿（秋田県）を、木造住宅の耐震化を行おうとする方に技術者等を探す参考資料として公開すること等で、耐震改修を実施しやすい環境整備に努めます。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・外壁・天井等の落下防止対策、家具の転倒防止対策、エレベーターの緊急停止や脱落防止対策など、地震時の総合的な安全対策について、防災訓練等を活用して啓発活動を行います。

5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

次の建築物を優先的に耐震化に着手すべき建築物として設定し、早期に耐震化を図るよう努めます。

- (1) 藤里町地域防災計画に指定された防災拠点施設及び避難施設
- (2) 文教施設
- (3) 藤里町地域防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の建築物

6 重点的に耐震化すべき区域の設定

藤里町地域防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の区域を重点的に耐震化すべき区域として指定します。

第4 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震防災マップの作成・公表及び活用

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むためのものとして、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）の作成・公表が有効です。

令和元年度に、新たに作成した防災マップの更なる普及啓発に努めます。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震相談窓口で、各種パンフレットや、「誰でもできるわが家の耐震診断」（日本建築防災協会）等の簡易な耐震診断方法を配布し啓発活動をおこないます。また、「耐震支援ポータルサイト」の活用や防災関連記事等の藤里町広報誌への掲載、藤里町ホームページへの掲載に努め、藤里町民の防災意識の向上に努めます。

また、「住宅に係る固定資産税の減額」といった耐震改修促進税制等の所有者の費用負担軽減に係る情報提供をおこないます。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であり、これらの工事と併せて耐震改修を実施することで費用面でのメリットがあります。藤里町住宅リフォーム支援事業を活用した耐震改修について、リフォーム相談窓口や広報等により、耐震改修情報提供に努めます。

4 家具の転倒防止策の推進

「地震による家具の転倒を防ぐには」（国土交通省、総務省消防庁、都市再生機構監修家具の転倒防止対策に関する検討委員会）等のパンフレット等を周知し、自らできる地震対策の普及を図ります。

5 町内会等との連携

町内会や自主防災組織への情報提供を積極的に行い、地域における防災活動の支援をしていきます。

第5 その他耐震化促進に関し必要な事項

本計画は耐震化の進捗状況や社会情勢の変化を勘案し、適宜見直しを行うこととします。